

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則〔平成 5 年 1 月 2 9 日大阪府規則第 5 号〕

改正	平成	7 年	4 月 2 1 日	規則第	3 8 号
	平成	9 年	9 月 2 4 日	規則第	7 5 号
	平成	1 2 年	1 1 月 1 0 日	規則第	2 6 8 号
	平成	1 4 年	1 1 月 2 9 日	規則第	1 1 5 号
	平成	1 7 年	3 月 3 1 日	規則第	9 2 号
	平成	1 9 年	3 月 1 6 日	規則第	1 3 号
	平成	1 9 年	9 月 2 8 日	規則第	9 7 号
	平成	1 9 年	1 2 月 1 9 日	規則第	1 1 5 号
	平成	2 1 年	8 月 2 1 日	規則第	7 0 号
	令和	元年	6 月 1 7 日	規則第	3 0 号
	令和	元年	1 2 月 1 9 日	規則第	5 9 号
	令和	2 年	3 月 3 0 日	規則第	5 3 号
	令和	7 年	3 月 2 8 日	規則第	3 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則の用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「政令」という。）及び条例の定めるところによる。

(視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分)

第 3 条 条例第 14 条第一号ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定めるものである場合とする。

一 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分 次のいずれかに該当するもの

イ 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

ロ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

ハ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

二 エスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の部分 前号ハに該当するもの

(視覚障害者の利用上支障がない階段の部分)

第 4 条 条例第 15 条ただし書の規則で定める場合は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分が前条第一号ハに該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

(視覚障害者の利用上支障がない、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の部分)

第5条 条例第16条第一号ただし書の規則で定める場合は、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分が第3条第一号イからハまでのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

(男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を視覚障害者に示す方法)

第6条 条例第18条第3項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 文字等の浮き彫り（その前の床面に視覚障害者に対しその存在を示すために点状ブロック等を敷設するものに限る。）

二 音による案内

三 点字及び前二号に類するもの

(視覚障害者の利用上支障がない便所)

第7条 条例第18条第3項第一号ただし書の規則で定める場合は、第3条第一号ハに該当するものである場合とする。

(視覚障害者の利用上支障がない、案内設備までの経路の部分)

第8条 条例第26条第一号の規則で定める部分は、第3条第一号イ若しくはロに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

(制限の緩和に関する認定の申請)

第9条 条例第31条の規定による知事の認定を受けようとする者は、大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請書には、知事が必要であると認める図書又は書面を添付しなければならない。

(移動等円滑化情報公表計画書の届出等)

第10条 条例第33条第1項及び第2項の規定による届出は、移動等円滑化情報公表計画書（様式第2号）を提出して行わなければならない。

2 条例第33条第1項の規則で定める情報は、次に掲げる事項とする。

一 駐車場の有無及び駐車場がある場合にあつては、車椅子使用者用駐車施設の有無

二 道等及び車椅子使用者用駐車施設からホテル又は旅館の主たる出入口（以下「主たる出入口」という。）までの経路における段差の有無並びに段差がある場合にあつては、傾斜路の設置の有無並びに当該経路における知事が別に定める視覚障害者を誘導する設備の有無

三 主たる出入口の戸の構造

四 案内所及び点字その他の方法により視覚障害者が円滑に利用することができる案内設備の有無並びに主たる出入口から当該案内所及び当該案内設備までの経路における知事が別に定める視覚障害者を誘導する設備の有無

五 エレベーターの有無及びエレベーターがある場合にあつては、政令第18条第2項第五号に規定するエレベーターの有無

- 六 不特定かつ多数の者が利用する客室以外の部分（以下「共用部分」という。）における車椅子使用者用便房その他知事が別に定める高齢者、障害者等が円滑に利用することができる設備を設けた便房の有無
- 七 共用部分における条例第 23 条に規定する構造の浴室等の有無及び貸し切って利用することができる浴室等の有無
- 八 共用部分における乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所の有無並びに授乳及び乳幼児のおむつ交換をすることができる場所の有無
- 九 次に掲げる客室の有無並びに当該客室がある場合にあっては、当該客室の数その他の知事が別に定める当該客室に係る情報の公表の有無
- (1) 条例第 21 条第 1 項第一号に掲げる要件を満たす一般客室
 - (2) 条例第 21 条第 1 項第三号に掲げる要件を満たす一般客室
 - (3) 車椅子使用者用客室
 - (4) (1)から(3)までに掲げる客室以外の客室
- 十 車椅子等の貸出しその他の知事が別に定めるサービス
- 十一 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 前項各号に掲げる事項の表示は、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する日本産業規格をいう。）Z 8210 に適合する図記号を用いるなど、高齢者、障害者等に分かりやすい表示としなければならない。
- 4 条例第 33 条第 1 項の規則で定める時期は、営業を開始する日の 14 日前とする。
- 5 条例第 33 条第 3 項（条例第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 図書の縦覧
 - 二 インターネットの利用
- （ホテル又は旅館の移動等円滑化情報の公表の方法）
- 第 11 条 条例第 34 条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 インターネットの利用
 - 二 パンフレットその他これに類するものへの掲載
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 2 条例第 34 条の規定による情報の公表は、原則として前項第一号に掲げる方法により行うものとする。
- （移動等円滑化情報公表計画書の変更の届出）
- 第 12 条 条例第 36 条第 1 項の規定による届出は、当該変更をした日から 30 日以内に、移動等円滑化情報公表計画書変更届出書（様式第 3 号）を提出して行わなければならない。
- （事前協議）
- 第 13 条 条例第 40 条第 1 項の規定による協議は、都市施設設置工事事前協議書（様式第 4

号)を提出して行わなければならない。

2 前項の都市施設設置工事事前協議書には、都市施設事前協議項目表(様式第5号)を添付しなければならない。

3 知事が必要と認める場合においては、前項の都市施設事前協議項目表のほか、参考となる図書又は書面を添付させることがある。

(工事完了の届出)

第14条 条例第40条第2項の規定による届出は、都市施設設置工事完了届出書(様式第6号)を提出して行わなければならない。

2 知事が必要と認める場合においては、前項に規定する書面のほか、参考となる図書又は書面を添付させることがある。

(現況調査の結果の報告)

第15条 条例第41条の規定による現況調査の結果の報告は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設現況調査結果報告書(様式第7号)を提出して行わなければならない。

2 現況調査を行う既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設現況調査結果報告書には、既存施設現況調査項目表(様式第8号)を添付しなければならない。

(国等に準ずる者)

第16条 条例第41条第八号イ及び第49条の規則で定める者は、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされて建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定が準用される者とする

(改善計画の届出)

第17条 条例第42条第1項の規定による届出は、それぞれの事業者について知事が定める期限までに、既存施設改善計画届出書(様式第9号)を提出して行わなければならない。

2 改善計画を作成する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善計画届出書には、既存施設改善計画項目表(様式第10号)を添付しなければならない。

(改善計画の変更の届出)

第18条 条例第43条第1項の規定による届出は、改善計画の変更後速やかに、既存施設改善計画変更届出書(様式第11号)を提出して行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(定期報告)

第19条 条例第44条の規定による報告は、改善計画を届け出た年度から起算して2年度又は2の倍数の年度を経過したごとの年度の4月1日から12月25日までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、改善計画に基づく工事が完了した場合にあっては、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 前2項の報告は、既存施設改善工事定期報告書（様式第12号）を提出して行わなければならない。

4 改善計画に基づく工事を実施する既存施設が建築物である場合は、前項の既存施設改善工事定期報告書には、既存施設改善計画項目表（様式第10号）を添付しなければならない。

（身分証明書）

第20条 条例第45条第2項の証明書は、身分証明書（様式第13号）とする。

（書類の提出部数）

第21条 第9条、第10条、第12条から第15条まで、第17条及び第18条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

附則（平成5年規則第5号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附則（平成7年規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、第2条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則別表第1及び別表第4の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成9年規則第75号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（平成12年規則第268号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1建築物の出入口の項の改正規定（「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分に限る。）は、平成13年1月6日から施行する。

附則（平成14年規則第115号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する都市施設（現に設置の工事中のものを含む。）の整備基準に係る技術的細目については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1（建築物の出入口の項第一号イ及びロ(1)並びに第五号イ並びに廊下の項第三号イのうち当該用途に供する部分の床面積の合計が500方メートル以下の建築物に係る部分を除く。）及び別表第2から別表第5までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則様式第一号の規定により提出されている請求書は、新規則様式第1号の規定により提出されたものとみなす。

附則（平成17年規則第92号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている協議書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（平成19年規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則(平成19年規則第97号)

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附則(平成19年規則第115号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第 9 条第 5 項及び第 6 項の規定は、この規則の施行の日以後に提出される特定施設設置工事事前協議書について適用し、同日前に提出された特定施設設置工事事前協議書については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 21 年大阪府条例第 39 号。以下「一部改正条例」という。）附則第 4 項の規定により一部改正条例による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第 33 条第 1 項の規定によりされた届出とみなされる一部改正条例による改正前的大阪府福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第 16 条第 1 項の規定による届出に係る同項に規定する改善計画に係る新条例第 34 条第 1 項の規定による届出及び新条例第 35 条の規定による報告については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第 8 号から様式第 10 号までの規定は適用せず、改正前的大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第 8 号から様式第 10 号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則様式第 8 号中「条例」とあるのは「旧条例」と、旧規則様式第 9 号その 1 中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 34 条第 1 項」と、「条例第 13 条」とあるのは「旧条例第 13 条」と、「大阪府建築基準法施行条例第 55 条」とあるのは「旧大阪府建築基準法施行条例第 55 条」と、旧規則様式第 9 号その 2 中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 34 条第 1 項」と、「条例第 10 条第 1 項ただし書」とあるのは「旧条例第 10 条第 1 項ただし書」と、旧規則様式第 10 号その 1 中「第 18 条」とあるのは「第 35 条」と、「条例第 13 条」とあるのは「旧条例第 13 条」と、「大阪府建築基準法施行条例第 55 条」とあるのは「旧大阪府建築基準法施行条例第 55 条」と、旧規則様式第十号その二中「第 18 条」とあるのは「第 35 条」とする。
- 3 一部改正条例附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第 12 条第 1 項の規定による請求については、旧規則第 6 条及び様式第 1 号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 1 項中「条例」とあるのは「大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 21 年大阪府条例第 39 号）附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前的大阪府福祉のまちづくり条例」と、同号中「大阪府福祉のまちづくり条例」とあるのは「大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 21 年大阪府条例第 39 号）附則第 6 項の規定に

よりなおその効力を有することとされる同条例による改正前的大阪府福祉のまちづくり条例」とする。

(類似の用途)

- 4 一部改正条例附則第3項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第十七号に規定する特別特定建築物及び新条例第11条各号に掲げる特定建築物をいう。）が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 共同住宅又は寄宿舍

二 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第9号に掲げるものを除く。）

三 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

附則(令和元年規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前的大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、同条の規定による改正後的大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（令和元年規則第59号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前的大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている書類は、改正後的大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則（令和2年規則第53号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和7年規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第一条改正前規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第一条改正後規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第二条改正前規則」という。）の様式により提出されている都市施設事前協議項目表（建築物）は、第二条の規定による改正後の大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（以下「第二条改正後規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際第一条改正前規則様式第十三号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、第一条改正後規則様式第十三号の規定により交付されたものとみなす。
- 5 第一条改正前規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第一条改正後規則の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 6 第二条改正前規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第二条改正後規則の様式により作成した用紙として使用することができる。